

---

## NISA（少額投資非課税制度）口座開設のお申込受付および 「NISAスタート・キャンペーン」の実施について

---

第一生命保険株式会社（社長：渡邊光一郎）は、1998年から投資信託の取扱いを行っており、お客さまの「一生涯のパートナー」として幅広く生活設計のお役にたてるよう、努めています。

2014年1月から国の制度としてNISA（少額投資非課税制度）が開始され、公募株式投資信託や上場株式等について毎年100万円までの投資額に対して配当所得・譲渡所得が最長5年間非課税となります。

当社が販売している公募株式投資信託についても、新しく創設されるNISAの対象となることから、**大手生命保険会社で初めてNISAの取扱いを開始**します。

これに伴い、**2013年8月1日よりNISA口座開設の事前申込受付を開始し、あわせて「NISAスタート・キャンペーン」「NISA口座開設ご紹介キャンペーン」を実施**することで、NISA口座の開設や投資信託の利用促進を行います。

### 1. キャンペーンの概要

#### (1) 「NISAスタート・キャンペーン（3つの無料サービス）」

NISA口座開設をお申し込みのお客さまを対象に

NISA開始前の2013年8月～12月における投資信託の購入手数料無料

- この期間は一般口座・特定口座での購入となります。
- 購入手数料が無料となる投資信託の購入金額に上限はありません。

NISA開始後の2014年1月～12月におけるNISA口座での投資信託の購入手数料無料

NISA口座開設に必要な住民票（写し）の取付代行サービス無料

- 住民票（写し）の取得について委任状をご提出いただいた場合、無料で取得を代行します。

#### (2) 「NISA口座開設ご希望者紹介キャンペーン」

NISA口座開設をご希望される方をご紹介いただいた先着500名様に「サラリーマン川柳傑作三〇〇選」をプレゼントします。

## **2. NISA口座事前受付およびキャンペーンの開始**

2013年8月1日(木)

### **3. 受付方法**

第一生命 投信コールセンター(フリーダイヤル:0120-443-874、受付時間:平日9:00~17:00) またはFPコンサルティング部営業担当者へご連絡ください。  
(第一生命の支社・営業オフィス・営業職員、第一生命ほけんショップ、第一生命コールセンターではお取り扱いをしていません。投資信託口座開設済のお客さまには8月中旬以降にご案内・お手続き書類を郵送します。)

第一生命では、第一生命グループの生命保険に加え、提携先のアフラックのがん保険、損害保険ジャパンの損害保険とともに、今般のNISA対応による投資信託の拡充により、お客さまの「一生涯のパートナー」としてお役にたてるよう、幅広いラインアップを活かしていきます。

## 【補足】

### 1. NISA（少額投資非課税制度）の概要

非課税対象	公募株式投資信託・上場株式等の配当所得・譲渡所得
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限
口座開設期間	2014年1月1日～2023年12月末までの10年間
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年分）
保有期間 （非課税期間）	最長5年間
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可。本口座以外との損益通算不可。）
口座開設数	年間1人1口座（2014年～2017年分、2018年～2021年分、2022年～2023年分それぞれをセットで1金融機関のみ）
年齢制限等	口座開設する年の1月1日時点で満20歳以上の国内居住者等

当社では、上場株式は取り扱っていません。

### 2. キャンペーン

#### （1）「NISAスタート・キャンペーン」（3つの無料サービス）

##### 投資信託購入手数料無料サービス

内容	NISA口座開設をお申しいただいたお客さまに対して、投資信託購入手数料をゼロ（無料）とします。 課税口座（一般口座・特定口座）での購入になります。
期間	2013年8月1日（木）～2013年12月30日（月）約定分

##### NISA口座購入手数料無料サービス

内容	NISA口座で投資信託をご購入いただいたお客さまに対して、投資信託購入手数料をゼロ（無料）とします。
期間	2014年1月6日（月）～2014年12月30日（火）注文受付分

##### 住民票取付無料サービス

内容	NISA口座開設に必要な住民票（写し）の取得について、お客さまから委任状を提出いただくことで、お客さまに代わって無料で取得します。
期間	2013年8月1日（木）～2013年12月30日（月）当社必着

#### （2）NISA口座開設ご希望者紹介キャンペーン

内容	当社に投資信託口座をお持ちではないご家族・ご友人等が、当社でNISA口座を申込みいただいた場合、ご家族・ご友人等をご紹介いただいたお客さまへ「サラリーマン川柳傑作三〇〇選」をプレゼントします。（先着500名）
期間	2013年8月1日（木）～2013年12月30日（月）

以上

## 【キャンペーンに関するご留意事項】

NISA口座開設には、投資信託総合取引口座の開設が必要です。

投資信託購入手数料無料サービス、NISA口座購入手数料無料サービスについて商品ごとに購入手数料は異なります。また、購入手数料無料の商品もあります。当社でのNISA口座開設(他金融機関へのNISA口座開設お申込がないこと)が条件となります。

当社に投資信託総合取引口座をお持ちのお客さまは、NISA口座開設に必要な所定の書類の完備が当社で確認できた日の2営業日目からの購入申込が対象となります。当社に投資信託総合取引口座をお持ちでないお客さまは、同口座の開設手続き完了(1週間程度を要します)後、NISA口座開設に必要な所定の書類の完備が当社で確認できた日の2営業日目からの購入申込が対象となります。ご購入申込の際にご照会ください。

投資信託購入手数料無料サービスは、約定日が2013年8月1日(木)~2013年12月30日(月)となる購入が対象となります。

NISA口座購入手数料無料サービスは、注文受付が2014年1月6日(月)~2014年12月30日(火)となる購入が対象となります。

住民票取付無料サービスについて

住民票(写し)の代行取得にあたり、委任状等書類のご提出が必要です。

お客さまご自身で住民票(写し)を取得された場合は、住民票(写し)の取得費用はお客さまご負担となります。

役所により委任状による住民票(写し)の交付申請を受付けてもらえない場合がありますので、その際はご自身で住民票(写し)をご用意ください。

取得した住民票(写し)はNISA口座の開設手続きにのみ使用します。

第一生命でNISA口座を開設されなかった場合、住民票(写し)はお渡しいたしません。(第一生命にて破棄させていただきます。)

平成25年1月1日以降に転居された方は住民票(写し)に代わり「除票」を取得させていただきます。

委任状にご記入いただいた氏名・住所に住民票等との相違があった場合、住民票(写し)は取得できませんので再度の記入をご依頼させていただきます。

住民票(写し)の取得には最大2ヶ月程度お時間をいただく場合がございますので、お早めに必要書類をご提出ください。

NISA口座開設ご希望者紹介キャンペーンについて

プレゼントは、ご紹介いただいたご家族・ご友人等がNISA口座のお申込みをいただいた場合に対象となります。

今後予告なくキャンペーン内容の変更、または取り扱いを中止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

投資信託は、その信託財産に組み入れられた株式・債券・REITなどの価格が、金利、為替相場、その発行者に係る信用状況の変化などの影響で変動することにより、基準価額が変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

外貨建資産を組み入れている銘柄は、外国為替相場が対円で下落(＝円高)した場合、基準価額が下がる要因となります。

当社(第一生命)で取扱い中の投資信託においては、お客さまに以下の費用をご負担いただきます。詳しくは、各商品の目論見書等をよくお読みください。なお、以下に記載の費用(率)は、当社で取扱い中の投資信託商品につき、各項目において最大の費用(率)です。

申込手数料：申込金額、申込口数に応じ、3.15%(消費税込)。

信託報酬：信託財産の純資産総額に対して、年1.827%(消費税込)。

信託財産留保額：換金申込日(海外資産を含む商品の場合は換金申込日の翌営業日)の基準価額に対して、0.3%。

その他費用：信託事務の処理に要する費用、監査報酬、有価証券などの売買にかかる手数料、外貨建て資産の保管に要する費用などが信託財産から支払われます。なお、受託銀行の立て替えた立替金の利息、借入金の利息がかかる場合は、当該費用が信託財産から支払われます。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)

当資料における内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

投資信託は、保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、預金保険機構、投資者保護基金の保護の対象でもありません。

海外休業日等により、当社営業日であっても、ご購入やご解約ができない日があります。

投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

目論見書等のご請求は、第一生命 投信コールセンター(0120-443-874)までお問合せください。

投資信託の設定・運用は委託会社が行います。

商号等 / 第一生命保険株式会社

登録金融機関 関東財務局長(登金)第115号

加入協会 / 日本証券業協会